

播磨町議会、地方自治法第 138 条の 4 に基づく委員会等及び附属機関における情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は、地方自治体のあらゆる分野において拡大しており、議会活動はもとより、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会（以下「各種委員会等」という。）及び附属機関の運営においても、情報の適正な取扱いがますます重要となっている。

一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや巧妙化するサイバー攻撃、操作ミス等によるセキュリティ事故は後を絶たない。また、端末の紛失・盗難や、ソーシャルメディア等を通じた不用意な情報発信など、日常的な場面にも情報セキュリティ上のリスクが存在する。

議員、各種委員会等の委員及び附属機関の委員（以下「議員等」という。）は、住民の個人情報、審議に係る非公開の資料、組織運営上の重要な情報など、その職務の性質上、秘密の取扱いを要する情報に接する機会がある。これらの情報を様々な脅威から保護することは、住民の権利及び利益を守り、地方自治体に対する信頼を確保するために必要不可欠である。

これらの状況を鑑み、議員等が取り扱う情報の安全対策を推進し、住民からの信頼を確保するため、以下の事項に取り組むことを宣言する。

- (1) 議員等が取り扱う情報の保護を推進するため、各組織の長を情報セキュリティ責任者とし、当該組織の事務局を所掌する部長を情報セキュリティ管理者とする体制を整備する。
- (2) 議員等が遵守すべき情報セキュリティ対策基準を定め、議会活動、委員会の審議、附属機関の調査審議等において取り扱う情報の適正な管理を図る。
- (3) 情報セキュリティの重要性について議員等の理解を深めるため、定期的な研修・啓発を実施する。
- (4) 端末の紛失、情報の漏えいその他の情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に速やかに対応するため、報告・連絡体制を整備する。
- (5) 情報セキュリティ対策の実施状況について、定期的に確認を行い、必要に応じ基本方針及び対策基準の見直しを行う。
- (6) 全ての議員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、本基本方針及び情報セキュリティ対策基準を遵守する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

播 磨 町